

## 佐賀県訓令甲第10号

本 庁  
現地機関

保健福祉事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

保健福祉事務所処務規程等の一部を改正する訓令

次に掲げる訓令の規定中「を決定すること」を「の決定並びに諸願処理に関すること」に改める。

- (1) 保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）第2条第1項第6号の2
- (2) 佐賀県衛生薬業センター処務規程（昭和37年佐賀県訓令甲第10号）第2条第1項第8号
- (3) 佐賀県立虹の松原学園処務規程（昭和32年佐賀県訓令甲第29号）第3条第1項第8号
- (4) 佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和30年佐賀県訓令甲第32号）第6条第1項第8号
- (5) 佐賀県林業試験場処務規程（昭和50年佐賀県訓令甲第5号）第6条第1項第8号
- (6) 佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）第3条第1項第4号の2

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。